

出題趣旨・採点基準（商法） 配点 100 点

（法学部 3 年次生出願枠は第 1 問のみ 配点 50 点）

第 1 問は、ある株式会社の取締役が別の株式会社の代表権のある取締役を兼任し、両社が行う事業が類似する場合に、各社においてどのような法的手続が要求されるか、取締役は会社法上の損害賠償責任を負うかなどについて問うものである。

第 2 問は、個人商人から支配人として選任され、支配人登記も了した者が、当該商人から取引権限を与えられていないとみられる部類の取引を行い、しかもその取引により得た利益を着服していた場合に、当該取引のために振り出された約束手形の支払義務を当該商人が負うことになるかどうかについて問うものである。

これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力および表現力を備えているかを判定した